

建福共第 6-65 号

令和 6 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図るため、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止など労働災害の発生を起因として企業が負担する諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて死亡、障害・傷病1～3級に該当する被災者の子供に対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女性労働者のための専用トイレ・更衣室導入費用の助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も実施しています。

また、毎年の保険事業の決算（経常収支）における剰余金を原資とした「契約者割戻金制度」が一昨年4月から導入され（令和5年度分実績：契約者割戻率16.46%）、掛金負担の軽減が図られる等より充実した内容になっております。

今年度も、貴協会との特約のもとに事務委託契約を締結している各都道府県建設業協会の協力を得て、貴協会会員の加入率の引き上げ等を目指すとともに、既にご加入いただいている契約者はもとより、未加入の会員企業に対しましても保険金区分の「1,000万円プラス運動」を提唱しながら、「新しくなった建設共済保険の10のポイント」に基づいて加入促進活動を展開して参りたいと存じます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の格別のご協力が得られますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。